

第2章

書面での取り決めやNDAの締結が重要 金型等に付随する 知的財産権の法的留意点

【この章のエッセンス】

●金型等の製造委託取引にあたっては、金型等およびその図面や加工データ等の知的財産権やノウハウの権利関係について、書面にて取り決めることが重要である。

●金型等のノウハウについて、不正競争防止法上の営業秘密としての保護を受けるためには、たとえば、図面にマル秘マークを付したり、機密保持契約を締結するなど、当該情報を営業秘密として管理しなければならない。

総論

金型等やその図面には、金型等の製作者の独自技術やノウハウが含ま

れている。しかしながら、金型等の製造委託取引において、金型等の製作者のノウハウが含まれた図面や加工データが、メンテナンス等の理由で発注者に提出させられたうえで、海外で製造したほうが金型等の製造単価が安いことから、金型等の製作者の同意がないまま、海外で二番目の金型等や類似の金型等の製造委託に利用されるといったケースが存在する。

このような意図しない技術・ノウハウの流出を防止するには、金型等の技術・ノウハウを知的財産と捉え、これらが保護されるよう取り決める、あるいは各種法制度を利用し、あるいは技術・ノウハウといった知的財産を管理保護する必要がある。

契約書の締結

(1) 図面や加工データ等の権利関係に係る取り決め

図面や加工データ等の授受に際して契約書が交わされていない場合、当事者間において図面や加工データ等の権利関係が明確でなく、図面や加工データ等が製造物とともに発注者に譲渡されたのか、あるいは使途をメンテナンス等に限定して発注者に無償貸与されたに過ぎないのかわからないといったケースがある。かかる場合に、一部の発注者は図面や加工データ等の権利を取得したものと一方的に解釈して、当該図面や加工データ等をもとに他の事業者に対して類似の金型等を製造委託する

ようなケースが生じることがある。

そこで、金型等の製造委託取引においては、そもそも取引の対象に金型等が含まれているのか、金型等の図面や加工データ等は含まれるのか、図面や加工データ等の知的財産権やノウハウの提供・許諾がなされる場合にその対価をどのように考えるのかといった権利関係について取り決めることが重要である⁽⁵⁾。いうまでもないが、口頭による契約は、その契約内容の明確性を欠くため、後日紛争を防止する観点から、文書の形で取り決めることが必要である。

なお、取引対象に図面や加工データ等の知的財産権やノウハウが含まれているにもかかわらず、これを考慮せずに、一方的に通常の対価より低い代金の額を定めることは買いたたき(取適法5①五)として問題となるとされている。また、外国で製造したほうが金型等の製造単価が安いことから、中小受託事業者が作成した図面や加工データ等を外国の事業者に渡して当該金型等を製造させるために、中小受託事業者が作成した図面や加工データ等を対価を支払わずに提出させることや、中小受託事業者に対し、委託内容にない図面や